

## NO9 語句解説 ー電気設備の技術基準ー

64. 次の文章は「電気設備技術基準」に基づく電線路のがけへの施設の禁止に関する記述である。

電線路は、がけに施設してはならない。ただし、その電線が〔1〕の上に施設する場合、道路、鉄道、軌道、索道（ロープウェイやリフトなどの交通機関）、架空弱電流電線等、架空電線または〔2〕と交差して施設する場合および〔3〕でこれらのもの（道路を除く）と〔4〕して施設する場合以外の場合であって、特別な事情がある場合は、この限りでない。

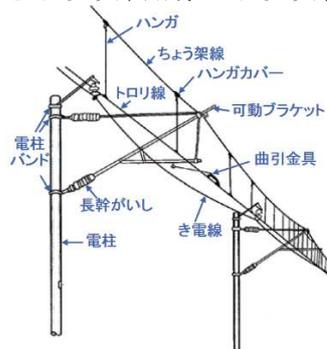
- (1) 建造物      (2) 電車線      (3) 水平距離      (4) 接近

65. 高圧引込線の施設方法についての規制事項として誤っているのは、次のうちどれか。

- (1) 高圧引込線の電線には、直径5mm以上の硬銅線または、引張強さ8.01kN以上の高圧絶縁電線、特別高圧絶縁電線もしくは引下用高圧絶縁電線（高圧架空電線から柱上変圧器の1次側に引き下げる絶縁電線）またはケーブルを使用すること。  
(2) 高圧架空引込線の高さは、地表上3.5m以上であること。  
(3) 高圧引込線の屋側部分の電線は、高圧絶縁電線またはケーブルであること。  
(4) 高圧引込線の屋側部分の電線は、堅牢な管もしくはトラフに収め、人が容易に触れるおそれがないように施設すること。  
(5) 高圧引込線の屋側部分のケーブルをちょう架用線にちょう架して施設する場合は、ケーブルは、ちょう架用線にハンガにより施設すること。

誤りは (3)

高圧引込線の屋側部分の電線はケーブルに限られる。



ちょう架線とハンガ



コンクリート・トラフ

66. 次の文章は、「電気設備技術基準」に基づく地中線等の施設に関する記述もの一部である。

- a. 地中電線、屋側電線およびトンネル内電線その他の工作物に固定して施設する電線は、〔1〕、弱電流電線等または管（他の電線等という。以下同じ）と接近し、または交差する場合には、故障時の〔2〕により他の電線等を損傷するおそれがないように施設しなければならない。ただし、感電または火災のおそれがない場合であって、他の電線等の管理者の承諾を得た場合は、この限りでない。  
b. 地中電線路のうちその内部で作業が可能なものには、〔3〕を講じなければならない。

- (1) 他の電線      (2) アーク放電      (3) 防火措置

67. 次の文章は、「電気設備技術基準」および「電気設備技術基準の解釈」に基づく、地中電線路の施設に関する記述の一部である。

1. 地中電線路は、車両その他の重量物による圧力に耐え、かつ、当該地中電線路を埋設している旨の表示等により〔1〕からの影響を受けないように施設しなければならない。  
2. 地中電線路を直接埋設式により施設する場合は、地中電線は車両その他の重量物の圧力を受けるおそれがある場所においては〔2〕m以上、その他の場所においては〔3〕cm以上の土管で施設すること。

- (1) 掘削工事      (2) 1.2      (3) 60

68. 次の文章は、「電気設備技術基準の解釈」における、地中電線路の施設に関する記述の一部である。

- a. 地中電線路を暗きょ式により施設する場合は、暗きょにはこれに加わる車両その他の重量物の圧力に耐えるものを使用し、かつ、地中電線に〔(1)〕を施設し、または暗きょ内に〔(2)〕を施設すること。
- b. 地中電線路を直接埋設式により施設する場合は、地中電線は車両その他の重量物の圧力を受けるおそれがある場所においては〔(3)〕以上、その他の場所においては〔(4)〕以上の土管で施設すること。ただし、使用するケーブルの種類、施設条件等を考慮し、これに加わる圧力に耐えるように施設する場合はこの限りでない。

(1) 耐熱措置           (2) 自動消火設備           (3) 1.2m           (4) 60cm

69. 次の文章は、「電気設備技術基準の解釈」に基づく、地中電線の相互の接近または交差に関する記述である。

高圧地中電線が特別高圧地中電線と接近し、または交差する場合において、次に該当する場合、地中箱内外の箇所相互間の距離を0cm以下として施設することができるとされている。不適切なのはどれか。

- (1) それぞれの地中電線が自消性のある難燃性の被覆を有する場合
- (2) それぞれの地中電線が堅牢な自消性のある難燃性の管に収められる場合
- (3) いずれかの地中電線が不燃性の被覆を有する場合
- (4) いずれかの地中電線が堅牢な不燃性の管に収められる場合
- (5) 地中電線相互の間に危険を表示する埋設標識を設ける場合

不適切は (5)

70. 次の文章は、「電気設備技術基準の解釈」に基づく、住宅の屋内電路の対地電圧の制限に関する記述の一部である。

住宅の屋内電路（電気機械器具内の電路を除く）の対地電圧は、150V以下であること。ただし、定格消費電力が〔(1)〕kW以上の電気機械器具およびこれに電気を供給する屋内配線を、次により施設する場合は、この限りでない。

- a. 屋内配線は、当該電気機械器具のみに電気を供給するものであること。
- b. 電気機械器具の使用電圧およびこれに電気を供給する屋内配線の対地電圧は〔(2)〕V以下であること。
- c. 屋内配線には、簡易接触防護措置を施すこと。
- d. 電気機械器具には、簡易接触防護措置を施すこと。
- e. 電気機械器具は、屋内配線と直接接続して施設すること。
- f. 電気機械器具に電気を供給する電路には、専用の〔(3)〕および過電流遮断器を施設すること。
- g. 電気機械器具に電気を供給する電路には、電路に〔(4)〕が生じたときに自動的に電路を遮断する装置を施設すること。

(1) 2                   (2) 300                   (3) 開閉器                   (4) 地絡